静岡市美術館運営協議会設置要綱

(目的)

- 第1条 公益財団法人静岡市文化振興財団(以下「当法人」という。)は、静岡市美術館(以下「美術館」という。)の事業及び運営について、幅広く意見を求め、長期的かつ総合的展望に立った運営に資することを目的として、静岡市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (役割)
- 第2条 協議会は、美術館の運営に関し美術館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、 館長に対して意見を述べるものとする。

(委員)

- 第3条 協議会の委員の定数は、10人とする。
- 2 委員は、当法人の専務理事が選定し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで在任する。
- 6 委員の氏名等は公表する。

(委員の任期の起算)

第4条 協議会委員の任期は、就任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が、任期満了 の日前に行われたときは、新たな委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(委員の辞任)

第5条 委員が辞任しようとするときは、理事長に届け出るものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員会において互選する。
- 2 会長は、会議の議長となり、協議会の会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会は、館長からの求めに応じ、会長が随時招集する。
- 2 委員の辞職又は任期満了に伴い会長及び副会長がともに欠けたときは、館長が協議会を招集する。
- 3 会長は、協議会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の2週間前までに、書面等により日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、この限りではない。
- 4 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 5 会長は、必要と認めたときは協議会に諮り、関係者に参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 会議当日に会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員又は館長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事録)

- 第8条 会議の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものと する。
- 2 前項の議事録は館長が保管し、保存年限は当法人文書取扱規程の定めるところによる。 (庶務)
- 第9条 協議会の事務は、静岡市美術館総務課において処理する。
- 2 美術館の職員は、協議会その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。 (補足)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。 附 則
 - この要綱は、平成23年6月19日から施行する。

附則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年10月30日から施行する。

附則

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。